

さいたま市訓令第6号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月24日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第3（第3条関係）						別表第3（第3条関係）					
個別専決事項						個別専決事項					
[略]						[略]					
建設局						建設局					
[略]						[略]					
建築部						建築部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長	課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]						[略]					
住宅政策課	1～3 1 [略]					住宅政策課	1～3 1 [略]				
	3 2 住宅セーフティネット法の規定による居住安定援助計画に係る認定及び変更の認定をすること。	○									
	3 3 住宅セーフティネット法の規定による居住安定援助賃貸住宅事業に係る報告の徴収及び立入検査をすること。	○									
	3 4 住宅セーフティネット法の規定による居住安定援助賃貸住宅事業に係る改善命令及び居住安定援助計画の認定の取消しをすること。		○								
	3 5 [略]						3 2 [略]				
	3 6 [略]						3 3 [略]				
	3 7 [略]						3 4 [略]				
	3 8 [略]						3 5 [略]				
[略]						[略]					
[略]						[略]					

備考 [略]	備考 [略]
--------	--------

附 則

この訓令は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。